

特記事項

1 共通事項

- (1) この契約による業務は量水器の交換及び小修理一式、並びに量水器交換に伴うデータ整理報告にかかる委託業務とする。
- (2) 業務履行に際し、協力業者のある場合には、この契約締結後ただちに協力業者名簿並びに協力地区を届け出ること。
- (3) 委託期間は次のとおりとする。

契約日から令和8年6月30日までとする。

交換にかかる期間は令和8年6月14日から6月24日までとする。点検作業及びデータ入力に日数を要するため、交換計画は指定日頃までに概ね完了できるように計画すること。

期別	地区	期間	個数
2期	鴨島地区	令和8年6月14日～令和8年6月24日	356個

- ※ 交換完了後は回収したメーターを速やかに返却し、併せて交換時のデータをリストに記入整理した上で報告を行うこと。
- (4) 交換作業にあたり、住民とのトラブルとならないよう誠意を持って作業にあたること。
 - (5) メーターの交換はお客様の立会のもと行うこと。やむを得ず不在時に交換した場合には必ず「水道メーター交換のお知らせ」により連絡をすること。また、止水栓の開け忘れ等のないよう細心の注意を払うこと。
 - (6) 不明なことがあれば自己判断せず水道課に連絡の上指示を受けること。

2 附帯工事

- (1) 止水栓上部取替
止水栓上部の取替の必要があった場合は、データ整理報告時に併せて記載しておくこと。別途請求書により水道課に請求すること。
- (2) その他附帯工事
漏水、止水栓不良等により止水栓、シュモク等の取替の必要があった場合、又はコンクリート舗装等破損の必要な場合には、この委託業務外の修繕工事として取り扱う。必ず水道課施設係に事前確認を取り指示を受けること。(原型復旧)

3 損害賠償責任

交換作業にあたり、個人もしくは公共のものにかかわらず、財産、生命等に損害を与えた場合は、請負者の責任において賠償の責を負うものとする。

4 その他

この契約に定めのない事項については、委託者、受託者両者の協議の上定める。